

履修について

所定の授業科目を、適切な計画のもとに順序よく履修することは、大学生生活の根幹をなすものである。そのためにはこの履修要覧のなかの履修規定を熟読することが必要であるが、ここでは一般的な事項を掲げるので参考とされたい。

1. 単位制について

大学における単位制とは、授業科目の一つ一つについてこれを履修し、その授業科目に与えられる単位を試験に合格することによって修得するものである。

1. 学年の学修期間は定期試験等の日を含めて35週であるがこれを2学期にわたる（学則第61条参照）。授業科目は、1か年35週を持って完結するものと、半年15週をもって完結するものがある。
2. 授業の単位はすべての学修活動（教室における授業時間とその準備のための教室外における学修時間とを含めて）45時間をもって一つの基準と考えられている。
3. 各授業科目の単位計算はおおよそ次の3種に大別される。
 - (1) 講義（外国語を除く）及び演習については15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 講義（外国語）、実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 講義（外国語を除く）又は演習のいずれかと、他の授業の方法を併用する場合には、計30時間の授業をもって1単位とする。
4. 各授業科目の単位は、学則附表およびシラバスを参照すること。

2. 授業科目の履修について

大学院を修了するためには、各々の研究科、専攻の定める履修規定に従って一定単位を修得しなければならないが、これは極めて厳格なものであって1単位の不足があっても修了資格は与えられない。授業科目の履修に際しては、細心の注意を払わなければならない。

1. 個々の授業科目については、出席回数、臨時考査、試験、その他担当教員が必要とみとめる学修作業の結果等を総合して、その授業科目に合格と判定された場合、所定の単位が与えられる。したがって試験の成績だけが合格の程度に達しても、他の点が不足している場合には不合格になることがある。
2. 不合格になった授業科目を再び選択履修する場合は、出席、学修作業等その他すべて、当該授業科目をはじめて履修する場合と全く同じように要求される。
3. 授業科目の履修に際しては、単位制の本質から見て、単に授業を受けるだけでなく、所要の自習時間を活用し、毎週毎時間の授業について自主的に研究をすすめる必要がある。特に教室において行われる学修指導に留意し、指定される参考書等について、十分学修し、また随時に行われる臨時考査等に対して常に準備しておかなければならない。
4. 教員の連絡先に関する問合せには一切応じられない。

3. 履修手続きについて

履修手続は、1年間の修学方針をきめる上で最も重要な手続であり、単位修得ならびに修了には絶対に欠かすことのできないものである。もしこれを怠った場合には、たとえ授業に出席し、試験で合格点を取って